



## 農業用軽油の課税免除手続きについて

軽油引取税は軽油の購入の際、1リットルにつき32.1円課税される県税です。

農業用機械を動かすために使用する軽油は、あらかじめ手続きを行うことで軽油引取税が免除されます。

対象となる農業用機械

耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械及び畜産用機械。ただし、道路運送車両法第4条の登録を受けている機械は対象外です。

手続

1. 高崎行政県税事務所で「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請をします。(※申請には、農業委員会で発行する「耕作証明書」や使用する農業用機械を確認するための書類等が必要です)
2. 軽油と発行された「免税証」を引き換えることで、免税軽油を購入します。
3. 免税軽油の購入と使用について、報告書などを提出します。

集中受付期間

2月1日(木)～20日(火)(土日祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

申請場所

高崎行政県税事務所(高崎市台町4-3)、このほか、下記の臨時申請窓口を設置します。

問 高崎行政県税事務所 県税課  
軽油引取税係  
(☎027-322-6297)

設置場所	住所	日時
碓氷安中農業協同組合 営農課会議室	安中市原市634	2月13日(火) 午後1時30分～4時



## 2月9日(金)午前11時ごろ 全国一斉の情報伝達試験が実施されます

問 困危機管理課危機管理係(☎内線1135)

地震の発生や武力攻撃などの緊急時に備え、国の全国瞬時警報システム(=Jアラート※)を利用した全国一斉の情報伝達試験が実施されます。本市では、防災行政無線とメール配信サービスを用いた試験を実施します。

なお、災害などが発生した、または発生する恐れがある場合には試験を中止します。

2月9日(金)  
午前11時ごろ

### ▼防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送を聞き逃した場合や放送内容が聞き取りづらかった場合などに、放送内容を電話で確認できるサービスです。

(☎0800-800-3664 ※通話料無料)

### ▼安中市メール配信サービス

日々の気象や火災、防災情報などを、お手元のパソコンや携帯電話にメールでお知らせするサービスです。

### ▼登録方法

①下記二次元コードを読み取り、annaka@entry.mail-dpt.jpに空メールを送ります。

②仮登録メールに記載のURLから登録手続きをします。

③手続完了後に登録完了メールが届けば登録完了です。  
※仮登録メールが届かない場合は、迷惑メール設定をご確認いただき、次のアドレスを受信できるように設定してください

〈annaka@city.annaka.gunma.jp〉

登録用コード▶



※Jアラート…地震・津波の発生や武力攻撃などの緊急情報を、国が人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステム

### 【情報伝達試験の内容】

情報伝達手段	内容
防災行政無線	市内に設置した防災行政無線子局(屋外スピーカー、戸別受信機)から、一斉に、次のように放送されます。 1. チャイム音 2. 「これは、Jアラートのテストです。」×3回 3. 「こちらは、ぼうさいあんなかです。」×1回 4. チャイム音
メール配信サービス	「これは、Jアラートの試験です。」という文面の試験用メールが配信されます。 ※安中市メール配信サービスに登録している人で、防災情報の「安中市全域」または「Jアラート」を選択している人に配信されます。